

# 外務員の登録等に関する規則

令和 3 年 6 月 10 日制定  
令和 4 年 1 月 20 日改正

## (目 的)

第 1 条 この規則は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、以下「金商法」という。）第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条の 7 第 1 項の規定に基づく外務員の登録に関する委任事務に関し、外務員の登録申請手続き、登録の拒否要件、外務員の処分等を定め、外務員登録制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## (定 義)

第 2 条 この規則において外務員とは、定款第 4 条第 1 項第 1 号に規定する金融商品仲介業者の行う金融商品仲介業の業務（以下「金融商品仲介業務」という。）に従事する役員又は従業員（以下「従業員等」という。）のうち、正会員のために金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条第 1 項各号に掲げる行為（以下「外務員の職務」という。）を行う者をいう。

## (外務員の登録義務)

第 3 条 正会員は、金融商品仲介業者の従業員等に、金融商品仲介業務に係る外務員の職務を行わせる場合は、その者の氏名、生年月日その他細則で定める事項につき、本会に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

\* 細則第 2 条

## (外務員の登録資格要件)

第 4 条 本会は、金融商品仲介業者の従業員等のうち、次の各号のいずれかに該当する者を外務員の登録資格者として取り扱う。

- (1) 日本証券業協会が定める外務員等資格試験に関する規則（以下「日証協試験規則」という。）による一種外務員資格試験の合格者
- (2) 日証協試験規則による二種外務員資格試験の合格者

## (外務員資格)

第 5 条 正会員は、前条に定める外務員の登録資格者でなければ、外務員の登録を受けることができない。

## (資格外の外務員の職務の禁止)

第 6 条 正会員は、金融商品仲介業者の従業員等のうち、前条の要件を具備した者でなければ、第 2 条に規定する外務員の職務を行わせてはならない。

(外務員資格の取消し、資格要件の停止処分)

第7条 本会は、金融商品仲介業務に従事する従業員等の服務に関する規則（以下「服務規則」という。）第7条の規定による正会員の報告内容を審査した結果、外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）が外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、その外務員の第5条に規定する外務員資格を取消し（以下この条において「外務員資格取消処分」という。）、又は2年以内の期間を定めてその外務員資格要件の効力を停止（以下この条において「外務員資格要件の停止処分」という。）する。

2 本会は、前項により外務員資格要件の停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その外務員の外務員資格を取り消す。

(1) 1か月を超える期間の外務員資格要件の停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度その外務員資格要件の効力の停止期間が1か月を超える外務員資格要件の停止処分を受けることとなったとき。

(2) 外務員資格要件の停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度外務員資格要件の停止処分を受け、かつ、当該期間中にさらに外務員資格要件の停止処分を受けることとなったとき

3 正会員は、第1項若しくは第2項又は第14条の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、当該外務員の職務を行わせてはならない。

4 正会員は、第1項又は第14条の規定により外務員資格要件の停止処分を受けた者について、その外務員資格要件の効力の停止期間中は、当該外務員の職務を行わせてはならない。

(処分手続き等)

第8条 前条に規定する外務員資格取消処分及び外務員資格要件の停止処分に関し、必要な事項は会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則で定める。

(外務員の登録申請)

第9条 正会員は、第3条の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム」（以下「投信協会届出管理システム」という。）を用いて本会に提出しなければならない。

(1) 登録の申請を行う正会員（以下「登録申請会員」という。）の商号又は名称及びその代表者の氏名

(2) 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び性別

ロ 金融商品仲介業者の商号又は名称及びその代表者の氏名

ハ 役員又は従業員の別

ニ 日証協試験規則による一種外務員資格試験又は二種外務員資格試験の合格年月日

- ホ 日本証券業協会が実施する外務員資格更新研修受講の有無及び外務員資格更新研修を受講したことがある者については、直近に受講した外務員資格更新研修の修了年月日
- へ 外務員の職務（金融サービスの提供に関する法律（以下「金サ法」という。）第75条第2項に規定する外務員の職務を含む。）を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者若しくは登録金融機関（以下「金融商品取引業者等」という。）、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者（金サ法第11条第6項に掲げる金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及びその行った期間
- ト 金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務（金サ法第11条第4項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行ったことの有無及び金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務を行ったことのある者については、その行った期間
- チ 金融商品取引業を行ったことの有無及び金融商品取引業を行ったことのある者については、その行った期間

2 登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその他細則で定める書類を添付しなければならない。

\* 細則第3条及び第5条

（本会への照会）

第10条 正会員は、前条の規定により外務員として登録しようとする者が、最近5年間に個人金融商品仲介業者（金融商品仲介業者に関する規則第4条第3号に規定する個人金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）であったとき、現に個人金融商品仲介業者であるとき、最近5年間に金融商品仲介業者の外務員であったとき、又は現に金融商品仲介業者の外務員であるときは、本会から処分を受けているかどうかについて、本会に照会しなければならない。

2 本会は、前項の規定により照会を受けたときは、照会を受けた日前5年間の当該者に係る処分の有無及びその概要について、遅滞なく、当該会員に回答するものとする。

（登録及び登録通知）

第11条 本会は、正会員から第9条第1項の規定による登録の申請があった場合には、次条第1項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第3条に定める事項を登録原簿に登録するものとする。

2 本会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、書面によりその旨を登録申請会員に通知するものとする。

（登録の拒否）

第12条 本会は、登録申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- (1) 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでに掲げる者
- (2) 金商法第 66 条の 25 又は金サ法第 77 条において準用する同法第 64 条の 5 の規定又はこの規則第 14 条第 1 項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
- (3) 登録申請会員以外の金融商品取引業者等、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として登録されている者
- (4) 金商法第 66 条の登録を受けている者又は金サ法第 12 条の登録（有価証券等仲介業務の種類に係るものに限る。）を受けている者

2 本会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、細則で定めるところにより、当該登録申請会員に通知し、審問を行うものとする。

3 本会は、前項の規定による審問の結果、登録を拒否したときは、遅滞なく、書面によりその旨を登録申請会員に通知するものとする。

\* 細則第 4 条第 1 項

(登録事項の変更等届出)

第 13 条 正会員は、第 9 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、所定の様式により投信協会届出管理システムを用いてその旨を本会に届け出なければならない。

- (1) 第 9 条第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項に変更があったとき
- (2) 金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条の 4 第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当することとなったとき
- (3) 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき

2 前項第 3 号の規定により届出を行おうとする正会員は、当該届出に係る外務員が服務規則第 5 条に規定する不適切行為等により顧客に損失を及ぼしたときは、当該届出の前に同規則第 7 条に規定する事故報告書を投信協会届出管理システムを用いて本会に提出しなければならない。

\* 細則第 5 条

(外務員についての処分)

第 14 条 本会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その登録を取り消し、又は 2 年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を行うことができる。

- (1) 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の時点ですでに第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき
- (2) 金融商品仲介業務に関し外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき
- (3) 過去 5 年間に第 17 条第 1 項第 3 号の規定により登録を抹消された場合において、当該登録

を受けていた間の行為（当該過去5年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき

2 本会は、前項の規定による処分をしようとするときは、細則に定めるところにより、当該外務員の所属する正会員に通知し、聴聞を行うものとする。

3 本会は、前項の規定による聴聞の結果、当該外務員について処分を行ったときは、遅滞なく、書面にその理由を記載のうえ、当該外務員の所属する正会員に通知するものとする。

\* 細則第4条第2項

（外務員についての処分内容の公表）

第15条 本会は、前条第3項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表するものとする。

- （1）公表対象 証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、勧告を行ったもの
- （2）公表内容 所属する金融商品仲介業者名、役職名、法令等違反行為の概要及び処分内容

（処分者に対する研修）

第16条 正会員は、第7条第1項の規定により外務員資格要件の停止処分を受けた者又は第14条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本会が指定する研修を受講させなければならない。

（登録の抹消）

第17条 本会は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

- （1）第14条第1項の規定により外務員の登録を取り消したとき
- （2）外務員の所属する正会員が本会の会員資格を喪失したとき
- （3）退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき

2 本会は、前項第2号又は第3号の規定により外務員の登録を抹消したときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該外務員の所属する正会員に通知するものとする。

（登録事務に関する届出）

第18条 本会は、第11条第1項の規定による登録、第13条の規定による届出に係る登録の変更、第14条第1項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を当該外務員の所属する正会員の本店又は主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）に提出するものとする。

- （1）当該外務員の所属する正会員の商号又は名称
- （2）当該外務員の氏名及び生年月日

(3) 処理した登録事務の内容及び処理した年月日

(4) 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の処分又は登録の抹消である場合には、その理由

(登録手数料の納付)

第19条 正会員は、第11条第1項の規定により、外務員の登録を受けようとするときは、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条に定める登録手数料を本会に納めなければならない。

2 前項の登録手数料は、原則として登録申請書を提出する際に、現金により納めるものとする。

(外務員資格更新研修の受講等)

第20条 正会員は、登録を受けている外務員（第5条に該当することを資格要件とする者に限る。この条及び次条において同じ。）に、その登録を受けた日（以下「外務員登録日」という。）を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に、外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。

2 正会員は、外務員の登録を受けていない者について、新たに外務員の登録を受けたときは、外務員登録日後180日以内に、前項の資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りではない。

3 本会は、前2項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日（以下「受講義務期限」という。）の翌日に全ての外務員資格の効力を停止し、その所属する正会員に対しその旨を通知する。

4 正会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該停止が解除されるまでの間は、外務員の職務を行わせてはならない。

5 正会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日から180日までの間（以下「猶予期間」という。）に、資格更新研修を受講させることができる。

6 本会は、前項の規定により資格更新研修を修了した者について、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その所属する正会員に対しその旨を通知する。

7 本会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。）について、全ての外務員資格を取り消し、その所属する正会員に対しその旨を通知する。

\* 細則第6条

(社内研修の受講)

第 21 条 正会員は、登録を受けている外務員について、資格更新研修とは別に、毎年、外務員の資質の向上のための社内研修を受講させなければならない。

(細則への委任)

第 22 条 この規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

附 則

この規則は、定款改正に係る主務官庁の認可の日（令和 3 年 7 月 1 日）から実施する。

附 則

この改正は、令和 4 年 1 月 20 日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

- ・第 9 条第 1 項第 2 号へ及びトを改正
- ・第 12 条第 1 項第 2 号～第 4 号を改正